

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和4年4月1日（代表者変更のみ）					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区大手町一丁目5番5号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 みずほ銀行 取締役頭取 加藤勝彦 電話03-3214-1111					
主たる業種	普通銀行	細分類番号	6 2 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	平成29～令和1年度を基準に令和2～4年度の温室効果ガス排出量を平均3.1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	各種機器・設備の適正な運転管理を担う現地管理会社を含め、関係担当者間会議において実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,552.9 トン	2,547.1 トン	2,535.8 トン	2,484.2 トン	-1.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,602.7 トン	2,480.8 トン	2,469.6 トン	2,418.0 トン	-5.6 パーセント	
	目標の根拠	テナント入退居に伴う増減は予測困難であるが、日常管理仕様について最適化を図ることで平均3.1%以上の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	貸事務所	事業活動に伴う排出の量 延べ面積(100㎡)	5.59	5.58	5.56	5.44	-1.13 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	排出量(トン)/延床面積(100㎡)。空室が埋まっても達成可能な目標とする。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考	
		113.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	暖房期の冷水ポンプの停止。冬季の夜間製氷運転の停止。					
	(3)年度	暖房期の冷水ポンプの停止。冬季の夜間製氷運転の停止。					
	(4)年度	暖房期の冷水ポンプの停止。冬季の夜間製氷運転の停止。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	社内規定により原則自動車通勤禁止					
	上記の措置を採用する理由	規則として強制する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	（みずほ）では、紙のグリーン購入比率及びリサイクル率の目標を定め、購入、使用、廃棄・リサイクルの各段階において、省資源に資する取組を推進すると共に、廃プラスチック削減のため、本部および情報センターを中心に、食堂・喫茶におけるテイクアウト用カップの紙製への変更、ストローの廃止や紙製・生分解性素材への変更を実施。						
特記事項	第三計画期間からの超過削減量198.7トンについて、第1年度66.3トン、第2・第3年度は66.2トン差し引く						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
- 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
- 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
- 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
- 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。